

vol.47-9 (通算 534号)

2017年12月号

やどかり

2017年12月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円 (含会費)

ガマンくらべを終わらせよう

生活保護の引下げはこれ以上考えないでください

11月15日、参議院議員会館講堂にて、「いのちのとりで裁判全国アクション」主催「ガマンくらべを終わらせよう～生活保護でも大学に！下げな！上げろ！生活保護基準～」が開かれた。現在、来年度改定に向け議論が進められている。

生活保護基準の見直しは5年ごとに行われ、前回の改定では、生活扶助が平均6.5%、最大10%と前例のない大幅な引下げだった。厚生労働省が基準部会での議論を無視して強行したもので、違憲・違法性があるとして、全国29都道府県、940人を超える原告が訴訟提起している。「いのちのとりで裁判全国アクション」は裁判の勝利をめざす全国の支援組織だ。来年度の見直しには、母子加算の削減等さらなる引下げが懸念され、集会が企画された。

基調講演では、木村草太さん（首都大学東京大学院教授、憲法学者）が、「憲法25条が保障する生存権と生活保護基準引下げ」と題して話した。木村さんは、個人の尊重（憲法第13条）をベースに、居住や職業選択の自由（第22条）、財産権（第29条）を保障する自由主義経済は優れた経済体制であると述べ、しかし、自由経済に参加しづらい病気や障害がある人たちも含む生存権（第25条）が守られなければ、そうした経済体制は正義であるとはいえない、個人の尊重を守った自由主義経済には生存権は欠かすことのできないものと断言した。さらに生存権を具体化する生活保護法で定める基準は、厚生労働大臣に裁量権はあるが、その限界を超えたり濫用した場合には司法審査の対象になること（朝日訴訟最高裁判決）、また、生存権が守られなければ命を

落としてしまうのだから、防衛政策・経済振興策・エネルギー対策など、生活保護と無関係な政策判断を持ち込まれてはならないと指摘。裁判になっている引下げについても合理的な根拠がなく不当だとした。

特別報告では、生活保護世帯では、子どもの進学は高校までしか認められず、大学や専門学校に通う場合は保護対象から外される。多額の奨学金を借り、生活費のために働き詰めの日々を送っている状況が報告され、生活保護を受けながら就学が認められるべきだと強調した。

当事者の発言では、母子世帯で、障害のある子どもが専門学校に進んだことを理由に「世帯分離」された上、特別児童扶養手当は世帯の収入として認定されたこと、生存権裁判に関わってきた91歳になる人からは、「生活保護基準引き下げは、戦争につながる」という危機感、5人の子どもを育てるシングルマザーは、学校の教材費が生活保護の対象になるか常にチェックが必要、子どもが生活費の心配をしている、と語られた。エンジュで働く門田俊彦さんも登壇し、病気になっても窓口で「働け」と繰り返し言われたこと、引き下げで映画鑑賞などの楽しみを削り、学習会などに参加したら食費を削らざるを得なくなってしまう、さらに障害者加算がなくなったらどこを削ったらいいのか、「生活保護の引下げは、もうこれ以上考えないで下さい」と訴えた。

「いのちの砦」を守ることは私たちの問題である。「生活保護の充実を求める緊急署名」に取り組んでいる。ぜひ協力ください。